最終改正 令和四年五月十八日 規則第百二十五号(平成十六年三月三十一日 規則第九十二号)

(趣旨)

第一条 この規則は、東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防 |

止に関する条例(平成十六年東京都条例第九十五号。以下「条

例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(宅地建物取引業者の説明事項等)

第二条 条例第二条第一項第一号の規則で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 退去時における住宅の損耗等の復旧については、当事者間

の特約がある場合又は賃借人の責めに帰すべき事由により復

旧の必要が生じた場合を除き、賃貸人が行うとされているこ

一 住宅の使用及び収益に必要な修繕については、当事者間の特

約がある場合又は賃借人の責めに帰すべき事由により修繕の

必要が生じた場合を除き、賃貸人が行うとされていること。

三 当該住宅の賃貸借契約において賃借人の負担となる事項

2 条例第二条第一項第二号の規則で定める事項は、賃借人の入

居期間中の設備等の修繕及び維持管理等に関する連絡先となる

者の氏名(法人にあっては、その商号又は名称)及び住所(法

人にあっては、その主たる事務所の所在地)とする。

3 知事は、宅地建物取引業者が条例第二条第一項の規定による

書面の交付又は説明を適正に行うために必要な事項を示すもの

とする。

(電磁的方法による提供の承諾)

第三条 条例第二条第二項の承諾は、宅地建物取引業者が、あら

と。

かじめ、 当該承諾に係る住宅を借りようとする者(以下 「相手

方」という。) に対し電磁的方法 (同条第二項の電 磁的方法をい

う。 以下同じ。)による提供に用いる電磁的方法 0) 種類及び内容

を示した上で、 当該相手方から書面又は電磁的方法であって第

三項で定めるもの (以 下 「書面等」という。)によって得るもの

とする

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、 次

に掲げる事項とする。

次条第一 項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等

宅 地 建物 取引業者又は条例第二条第二項に規定する事 項の

提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己

の管理する電子計算機 (入出力装置を含む。 以下同じ。 に

備え置き、 これを相手方若しくは当該宅地建物取引業者の用

に供する者をいう。 以下同じ。 が使用するもの

ファイルへの記録の方式

3 第一項の承諾を得る電磁的方法は、次に掲げるものとする。

電子情報処理組織を使用する方法のうち、 イ又は口に掲げ

るもの

イ 相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じ

て宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に第 項の承

諾又は第五項の申出 〇 以 下 「承諾等」という。)をする旨

る方法

を送信し、

当該電子計算機に備えられたファイルに記録す

口 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録された前項に規定する電磁 的方法 0 種 類及

び内容を電気通信回 線を通じて相手方の 閲覧に供 当該

電子計算機に .備えられたファイルに承諾等をする旨を記録

する方法

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方

法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物 以

下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに

承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、 宅地建物取引業者がファイルへの

記録を出力することにより書面を作成することができるもので

なければならない。

5 宅地 建 物取引業者は、 第一項の 承諾を得た場合であっても、

相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の

申出があったときは、 当該電磁的方法による提供をしてはなら

当該申出の後に当該相手方から再び同 項の

ない。

ただし、

を得た場合は、 この限りでない。

(電磁的方法による提供)

第四条 条例第二条第二項の規則で定める方法は、 次に掲げるも

0) とする。

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げる

もの

イ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方等

(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル (専ら

相手方の用に供されるファイルをいう。 以下同じ。)を自己

の管理する電子計算機に備え置く者をいう。 以下同じ。)の

使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて

書面に記載すべき事項 (以下 「記載事項」という。)を送信

し、 相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方

ファイルに記録する方法

承諾

口 宅地建: 物 取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルに記録された記載事項を電気通 信 口 線 を通じて

相手方 の閲覧に供 Ĺ 相手方等の使用に係る電子計算機に

備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を

記録する方法

磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記

(意見陳述の機会の付与)	(勧告)
四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項	認したときはこの限りでない。
三 勧告の内容	ること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧したことを確
所の所在地)	に記録する旨又は記録した旨が相手方に通知されるものであ
二 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、その主たる事務	物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル
称及び代表者の氏名)	三 前項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を宅地建
一 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、その商号又は名	ること。
2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。	いないかどうかを確認することができる措置が講じられてい
登載その他広く都民に周知する方法により行うものとする。	二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われて
第六条 条例第六条第一項の規定による公表は、東京都公報への	面を作成することができるものであること。
(公表)	相手方が相手方ファイルへの記録を出力することによる書
	なければならない。
のとする。	2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するもので
第五条 条例第五条の勧告は、勧告書(別記様式)により行うも	録したものを交付する方法

第七条 条例第六条第二項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以

下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、 知事が

口頭ですることを認めた場合を除き、 意見及び証拠を記載した

書面 (以 下 「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、 勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるとき

4

は、 意見書の提出期限 $\widehat{\Box}$ 頭による意見陳述の機会の付与を行

う場合には、 その日時) までに相当な期間をおいて、 当該勧告

を受けた者に対し、 次に掲げる事項を書面により通知するもの

とする。

公表しようとする内容

_ 公表の根拠となる条例等の条項

三 公表の 原因となる事実

兀 意見書 の提出先及び提出期限 (口頭による意見陳述の機会

の付与を行う場合には、 その旨並びに出頭すべき日時及び場

所

前項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)

3

又はその代理人は、 やむを得ない事情のある場合には、 知事に

対し、 意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場

所の変更を申し出ることができる。

知事は、 前項の 規定による申出又は職権により、 意見書の提

出期限を延長し、 又は出頭すべき日時若しくは場所を変更する

ことができる。

5 知事は、 当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、

当事者又はその代理人の 陳述の要旨を記載した書面を作成する

ものとする。

6 代理人は、 その代理権を証する書面を、 意見書の提出期限又

は出 頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、 当事者又はその代理人が 正当な理由なく意見書の提

出期限内に意見書を提出せず、 又は出 「頭すべ き日 時 に 口 頭によ

る意見陳述をしなかったときは、 条例第六条第 項の規定によ

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則(平成二十九年規則第百十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第二十八号)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の

様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが

できる。

附 則 (令和四年規則第百二十五号)

この規則は、公布の日から施行する。